令和2年4月伊勢原市教育委員会定例会議事録

1 開催日時

令和2年4月28日(火)午前9時30分から10時12分まで

2 開催場所

市役所 3階 全員協議会室

3 教育長及び委員

教育長 鍛代 英雄

委 員(教育長職務代理者) 渡辺 正美

委 員 永井 武義

委 員 重田 恵美子

委 員 菅原 順子

4 説明のために出席した職員

教育部長 谷亀 博久

学校教育担当部長 石渡 誠一

参事(兼)教育総務課長 古清水 千多歌

参事(兼)歷史文化担当課長 立花 実

学校教育課長 守屋 康弘

教育指導課長 今井 仁吾

社会教育課長 山内 温子

図書館・子ども科学館長 倉橋 一夫

教育センター所長 須永 尚世

5 会議書記

教育総務課総務係長大澤貴之

6 傍聴人

2名

7 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 教育長職務代理者報告

日程第4 報告第2号 伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する

規程について

日程第5 報告第3号 伊勢原市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

について

| 午前9時30分 | 開会 |
|----------------------|--------------------------|
| ○教育長【鍛代英雄】 いたします。 | 定刻となりました。ただいまから教育委員会議を開催 |
| | O |
| 日程第1 | 前回議事録の承認 |
| ○教育長【鍛代英雄】 す。 | 日程第1「前回議事録の承認」について、お願いしま |
| ○教育長及び委員全員 | 資本認 |
| | O |
| 日程第2 | 教育長報告 |

○教育長【鍛代英雄】 続きまして、日程第2「教育長報告」をいたします。 本日は5件でございます。所管の部長より、順次報告をいたします。

それでは教育部長からお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 それでは、まず1点目、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応についてということでございます。

前回の定例会で報告させていただきました以降の対応について御説明させていただきます。

前回は、4月以降の学校の再開について、文部科学省のガイドラインを見て判断していきたいというところで終わっております。文部科学省のガイドラインが公表されたということで、それに従いながら、4月以降の学校活動について、従来どおりの授業を実施することを想定し、準備を進めておりました。

しかしながら、感染の拡大が一向に収まらない状況が続いたため、4月2日、神奈川県から、2週間程度の臨時休業の協力依頼がございました。これを受けまして、本市としても4月17日まで休業することとしましたが、4月6日の入学式と始業式は規模を縮小、時間を短縮、また場所を工夫するなどして実施し、翌4月7日を休業中の家庭学習のガイダンスを行うための登校日といたしました。

その後、緊急事態宣言が出されたため、学校休業を5月6日まで延長しております。この間、原則として小学校1・2年生、状況によっては3・4年生まで、また特別支援学級の児童生徒の預かりを実施しております。

今後についてですが、現在の感染状況を考慮しながら、5月7日以降の小中学校につきましては、国や県、それから他市町村の情報の収集を行いながら、早急

に決めていきたいと考えてございます。

また、休業といたしました3月分の小学校の給食費について、既に徴収済みであったため、保護者へ返還を行うこととし、食材費等を支払った後の不足分と口座振替手数料を学校給食会へ交付し、既に保護者への返還を行っております。

次に、3月6日から一般利用を休止しておりました公共施設についてですが、4月1日から、屋外の公共施設に限り利用を再開しておりましたが、緊急事態宣言を受け、屋外の公共施設も5月6日まで再び一般利用を休止することとしております。今後については、5月7日以降も一般利用の休止を延長する方向で考えておりますが、いつまでかは早急に決定してまいります。

図書館においては、4月1日から予約本の受渡しのみを開始いたしましたが、 やはり緊急事態宣言を受け、現在は中止としてございます。

なお、公民館や図書館、子ども科学館の主催イベントも、6月まで中止を検討 してございます。

また、職員の執務等の対応でございます。職員の感染防止、また万が一感染した場合の職務の継続を図るため、できる限りの接触を減らすよう、テレワークを推進しております。具体的には、執務場所として、現在一般利用を休止している中央公民館、それから子ども科学館、文化会館にサテライト事務室を開設しております。また在宅勤務を推奨するとともに、週休日に勤務し平日に休んだり、有給休暇の取得促進などで接触をできるだけ減らす取組をしてございます。

さらに、全職員が毎朝体温を測り、その記録とともに1日の行動を行動記録簿に記載することとしております。また、事務室では定期的に空気の入替えを行い、朝と昼にはカウンターやドアノブ、階段の手すり、エレベーターボタン等を消毒することとしてございます。

以上で新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応についての報告を終わります。

○学校教育担当部長【石渡誠一】

続きまして、資料1を御覧ください。令和2年3月市議会に提出した補正予算 ということでございます。

予算の内容は、GIGAスクール構想の推進に関するものでございます。今回の補正予算の話だけでなく、全体的な話も含めて説明させていただきます。

資料の四角の枠の中でございますが、GIGAスクール構想とは、1人1台の学習用コンピューターと高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、子どもたち一人一人に個別・最適化され、多様な資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するというものでございます。

項番1、「ねらい」でございますが、一人一人の習熟の程度に応じた学習や、インターネットを用いた情報収集、写真や動画などによる記録、グループや学級全体での発表・話合いを行う等、ICTを活用した学校における教育活動の充実を図ることを目的としているものでございます。こちらについては、令和元年度の国の補正予算に計上されているものでございます。

GIGAスクール構想の概要ということで、項番2でございますが、大きく2つに分かれております。(1)といたしまして、校内通信ネットワークの整備。これが今回の補正予算に計上したものでございます。(2)といたしましては、1人1台の学習用コンピューターの整備となってございます。

まず(1)校内通信ネットワークの整備でございますが、①として、各学校に 高速大容量の校内LANを整備する。②として、学習用コンピューターを保管・ 充電するキャビネットを整備するものでございます。

(2) 学習用コンピューターにつきましては、1人1台の学習用コンピューターを令和5年度までに整備を予定してございます。

その下の「財源」のところでございますが、1人1台のコンピューター整備に当たりましては、3人のうちの2台分については国庫補助対象事業となる見込みです。こちらは定額で1台4万5,000円です。3人のうちの1台につきましては、既に定められております教育のICT化に向けた環境整備5か年計画に基づいて、既に地方財政措置、地方交付税措置が講じられているため、補助対象とはなりません。

次ページを御覧ください。今回の補正予算の金額でございますが、(2)歳出のところで、先ほど申し上げましたネットワーク整備及び保管用キャビネットの整備で、小中学校で約2億円です。その財源といたしましては、(1)の歳入のところでございますが、国庫補助金といたしまして約9,500万円、それから市債が約1億500万円となってございます。

なお、補足になりますが、現在国で審議されております緊急経済対策の中で、 1人1台の学習用コンピューターの前倒し経費も計上されてございます。そういったことで、先ほど申しました令和5年度までの導入予定でおりましたが、早まる可能性が出ているということでございます。

以上です。

- ○教育長【鍛代英雄】 引き続き学校教育担当部長から報告をお願いします。
- ○学校教育担当部長【石渡誠一】 それでは、今年度実施をいたします、令和3年度に使用する教科用図書の採択に向けた伊勢原市教科用図書採択検討委員会の設置について、御報告いたします。資料はございません。

今年度は、令和3年度から使用する中学校の全ての教科用図書について、新たに採択を行うこととなっております。したがって、その採択に向けて、伊勢原市教科用図書採択検討委員会を設置し、その設置要綱に基づいて委員を委嘱した上で、必要な事項について調査・検討を行ってまいります。御承知おきいただきますようお願いいたします。

続きまして、資料2を御覧ください。令和2年度伊勢原市教育支援委員会委員の委嘱について御報告いたします。

教育支援委員会は、伊勢原市教育委員会の諮問に応じて、教育上特別な取扱いを要する児童生徒の適正な就学指導に関する調査、審議及び判定を行うものです。 伊勢原市教育支援委員会規則第3条に基づき、関係各機関から推薦のあった1 2名を、委員として委嘱をいたしました。任期は、令和2年4月1日から令和4 年3月31日までの2年となっております。

続きまして、資料3を御覧ください。「令和元年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」結果について、報告いたします。

令和元年度における体罰の実態把握に関して、令和2年1月に、本市小中学校の全児童生徒及びその保護者、そして全教職員を対象に調査を行いました。例年のとおり、児童生徒及び保護者については、学校に設置した回収箱に本人が直接投函する方式で実施いたしました。

回収された調査票のうち、体罰に関する記載がされていた調査票について、詳細な事実関係の確認を行ったところ、記載された内容については体罰に当たらないということで結論づけをいたしました。

しかしながら、体罰に当たると認められない事案についても、当該教職員へは、 適切な指導に努めるよう、当該校長から指導を行っております。

なお、3月に実施した市の校長会では、本調査の結果について説明し、体罰の 防止、児童生徒指導の充実に向けた取組を引き続き要請するとともに、児童生徒 や保護者が相談しやすいような体制づくりや、校内外の相談先についても周知す るよう、改めて依頼いたしました。

教育委員会といたしましては、今後も市教育委員会が行う各種の会議や研修会等において、体罰防止及び適切な児童生徒指導の充実を図り、教職員の資質、能力、また指導力の向上に努めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 以上5件の報告でございます。御質問等がありました らお願いします。

永井委員、どうぞ。

○委員【永井武義】 学校現場におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から臨時休業中ということで、教育委員会の対応について御報告を頂いたのですが、実際の小学校、中学校での対応について、期間が長くなっていますので、何のための学校なのか、あるいは先生は何をすべきかということを、それぞれが考えるときではないかなと思っております。

GIGAスクール構想ということで、今後これが発展的に進むことを期待しているところですが、海外ではオンライン交流とかオンライン授業ということが行われておりますので、この必要性というのがさらに求められている時代になっているのかなと思っております。

そういったところで、現状、先生方は、恐らく教材研究とか、いろいろな書類の作成等に日々奔走していることと思いますが、小中学校の現状について、お教えいただきたいと思います。

- ○教育長【鍛代英雄】 教育指導課長。
- ○教育指導課長【今井仁吾】 まず、小学校では児童の預かり事業を行っております。人数については、現時点では20から30名程度と聞いております。基本的には朝の8時半から午後2時まで行っています。小学校の現場では、先生方がそちらに特に御尽力いただいているところです。

当初は児童の人数がかなり多いときもあったようで、学校によっては50名、60名というところで、先生方が教室を分け、細心の注意を払いながら行っていたということが、現状としてございます。

また全体的には、子どもたちの学習保障という点では、基本的には課題をしっかり出しています。また、どの学校も、小中学校を含め、家庭訪問――こちらの家庭訪問については、こういう状況なので、会って長く話をするというよりは、課題をポスティングするという形、タイミングが合えば、少し顔を合わせてといったところで、安否確認といいますか、子どもたちの様子を確認しているということも聞いております。

また、ポストに「先生ありがとう」というようなメッセージを貼っている家庭 もあったということを学校からは聞いております。

中学校では、1回程度登校日を設け、学習状況を確認したということです。

また、こちらは小学校ですが、現在、小学校に導入しているパソコンソフトの中に、学習用のソフトがございます。こちらのソフトについては、基本的に児童一人一人にID・パスワードを付与しておりますので、家庭でもそのID・パスワードを通して、その学習ソフトを活用できる状況になっていると。そちらのほうも各学校から周知を図るという対応をしているところでございます。

以上でございます。

- ○教育長【鍛代英雄】 永井委員。
- ○委員【永井武義】 ありがとうございます。1か月の空白がありますので、 保護者も、学習のことを、一番危惧しているのではないかと思います。それぞれ に課題を与えて、また様子を聞いているということですので、今後も継続してお 願いしたいと思います。
- ○教育長【鍛代英雄】 ほかには。 渡辺委員。
- ○委員【渡辺正美】 教科書採択について、夏に中学校の教科書採択が行われると。いろいろ検討委員会を設置して、順次進めていく日程が、例年の流れでいくと、もうかなりずれ込み始めているのかなと思います。

そういう中、特に調査・研究をしていただくような割り振りとか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、距離を離した形での会議なども、必要とあらば進めていただく。特に調査・研究は、各個人が行っていく部分が非常に多いのだろうと思います。また、全員で集まって協議するという場面は最終場面だろうと思います。そういう中で、教科書採択は多分、例年のように7月下旬には行うことになろうと思いますので、作業の内容などを見ながら、来年度の教科書を採択しないわけにはまいらないわけですので、ぜひその辺を慎重に検討していただければ、もちろん、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考えながらということですが、よろしくお願いします。

- ○教育長【鍛代英雄】 それでは、ただ今の意見について、教育指導課長から、 現在の取組状況、今後の予定についても説明をお願いします。
- ○教育指導課長【今井仁吾】 教科書採択につきましては、主たる教材を採択

するという非常に重要なことであると認識しておりますので、現状では、スケジュールどおりに行う予定でございます。

ただ、先ほど御指摘いただきましたように、会議の開催方法については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を含めて、十分に検討しているところです。なるべく集まらないような形、また作業の効率化等、なるべく先生方の御負担にならないような形で、検討を進めているところでございます。

また資料等が揃いましたら、改めて御提示させていただきますので、よろしく お願いいたします。

- ○教育長【鍛代英雄】 ほかにございますか。 重田委員、どうぞ。
- ○委員【重田恵美子】 ある地域では、学校の夏休みを返上して授業に回すという意見があるようですが、伊勢原市の場合は、まだそういうことは考えていないのですか。
- ○教育長【鍛代英雄】 学校教育担当部長。
- ○学校教育担当部長【石渡誠一】 準備としてはいろいろな想定がされます。 夏休みを短縮して授業を行うことも、教育委員会としては検討しており、そうい う可能性もあるということについては、各校長に情報としてお伝えしております。 休業期間がいつまでになるかというところも含めて、併せて今後、詳細に検討 してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○教育長【鍛代英雄】 菅原委員。
- ○委員【菅原順子】 4点ほどお伺いしたいと思います。このような前代未聞の事態の中、教育委員会も、学校現場も、大変御苦労をされていることと思います。1点目は、学校の預かり事業についての話があったのですが、児童コミュニティクラブが今どのような状態になっているか、教えていただきたいと思います。

2点目は、個別に児童生徒さん一人一人に出しているプリント類であるとか課題ですが、そのようなものはどのように出されているのか。つまり、中学2年生の英語だとすると、4校で統一して、じゃあ1年生の復習にしようとか、あるいは2年生の最初のところの予習をしてもらおうとか、統一的な基準というものを設けて、課題を出しているのかというあたりです。

そしで、そのフィードバックのやり方についても、例えばプリントをもらっても、答え合わせができないとかいう声をお母さんから聞いたりもするのですが、私の全くの個人的な考えですが、郵送で先生というか学校に戻すというようなシステム、オンラインができる家庭ばかりとは限りません。今は手紙の宛名の書き方なども分からないお子さんが多いということですので、この機会に、学校から資料や課題を送るときに、切手もつけた返信用の封筒を入れておき、宛名を書かせて返送し、先生が添削するとか、何かそのようなシステムで、何らかのフィードバックの機会があるといいかなと思っています。

3点目、給食費の返還のお話がありましたが、扶助費として、要支援の御家庭 に対して給食費の補助がありますね。それは、3月分、4月分は使われていない ということになるのでしょうか。それを、例えば昼食を用意するとか、学校まで取りに来てもらうとか、公民館まで取りに来てもらうとか、何かそのような形で還元することができないものか、そういうお金の使い方ができるのか、私は分からないので、その辺について教えてください。

あと1点はGIGAスクールですが、予算は前年度、令和元年度ということですが、校内通信ネットワークの整備が、実際にいつ始まって、いつ終わるのかということについて教えてください。

以上です。

- ○教育長【鍛代英雄】 それでは、まず児童コミュニティクラブの状況について、学校教育担当部長。
- ○学校教育担当部長【石渡誠一】 児童コミュニティクラブの利用について伺っているところでは、先ほど申し上げました小学校の預かり事業に来る児童のほとんどが、そのまま続けて児童コミュニティクラブを利用しているということで、大体二、三十人というところですので、それに近い数と認識しております。

以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 児童コミュニティクラブについては、3月は特例で、 平日、通常ですと午後2時からのところを朝からやってくれたのですが、4月は 指導員の確保等が困難だということで、通常どおり平日は午後2時からです。そ れまでの間について、今説明がありましたように学校の預かり事業などを活用さ れている御家庭もあるということです。

それでは2点目の、子どもたちへの課題について、教育指導課長。

○教育指導課長【今井仁吾】 子どもたちへの課題についてですが、基本的には先ほど申し上げたとおり、紙で課題を渡していくというのが中心でございます。 休業期間が延びている状況でありますので、家庭訪問等を通じて追加の課題を渡しているところです。

内容につきましては、全校統一という形ではないのですが、例えば教科書のページを指定して、そのページを読んでノートに感想を書くようにとか、漢字の進めることげできる部分は進めていくといったように各校で工夫をしながら取り組んでいます。

ただ、先ほど申し上げたとおり、今後の動向を見極めて、今後は双方向でというところも検討していかなければいけないと認識しております。

以上でございます。

- ○教育長【鍛代英雄】 就学援助世帯への対応について、学校教育課長。
- ○学校教育課長【守屋康弘】 就学援助世帯への給食費相当の金額の支給等の関係ですが、就学援助費の中の給食費については、喫食の実績に基づいて、学期単位で後払いという形になっておりますが、研究してまいります。

以上です。

- ○教育長【鍛代英雄】 GIGAスクール構想の校内ネットワークの整備について、教育指導課長。
- ○教育指導課長【今井仁吾】 校内ネットワークですが、仕様がほぼ固まって

きている状況でございます。確定次第、近々に入札を行いたいと思っているところです。当初の予定では、なるべく学校の授業に支障がない夏の工事を予定しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の状況、また物資等々について、全国的な整備ということもありますので、現段階でその時期が確定しづらいところではありますが、そのような予定で考えているところでございます。

以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 ほかによろしいでしょうか。よろしければ進めさせていただきます。

日程第3 教育長職務代理者報告

○教育長【鍛代英雄】 続きまして日程第3、教育長職務代理者報告です。渡 辺委員から報告をお願いします。

○委員【渡辺正美】 それでは私から、令和2年度神奈川県市町村教育委員会連合会総会について、報告させていただきます。

本件は、この4月13日に開催予定で、伊勢原市から私が出席させていただく 予定でございました。ただ、このたび新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大 してまいりましたので、連合会会長市である厚木市さんから、総会を中止すると いう連絡が参りました。

そういう中、この総会において協議予定でありました案件につきましては、資料4に示してございますとおり、全国市町村教育委員会連合会の表彰についての報告事項、議題といたしましては、令和元年度の事業報告及び収支決算報告、役員改選、それから令和2年度の事業計画案及び収支予算案についての3件でございました。

これらの議題につきましては、会長市より資料の送付がございました。そして、 書面による意見を求められましたので、承認する旨回答をさせていただいており ます。

なお、役員改選ということでございますが、輪番制によりまして、伊勢原市は 令和2年・3年度、南足柄市さんとともに県西地区の幹事市となっておりますの で、私が務めさせていただきます。

以上で私からの報告を終わらせていただきます。

○教育長【鍛代英雄】 ありがとうございました。それでは、御質問等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは進ませていただきます。

日程第4 報告第2号 伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部

を改正する規程について

日程第5 報告第3号 伊勢原市教育委員会公印規程の一部を改 正する規程について

○教育長【鍛代英雄】 それでは日程第4、報告第2号「伊勢原市教育委員会 事務決裁規程の一部を改正する規程について」、及び日程第5、報告第3号「伊 勢原市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について」でございます。この 2件は関連する議案でございますので、事務局から一括して説明をお願いします。 ○教育部長【谷亀博久】 それでは報告第2号、第3号の説明をさせていただ きます。報告第2号「伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程に ついて」及び報告第3号「伊勢原市教育委員会公印規程の一部を改正する規程に ついて」でございます。

市では本年4月1日より、紙書類への押印をもって決裁する従来の方法から、 パソコン内のシステム上で決裁を行うことができる文書管理システムを導入いた しました。

導入に当たりまして、市長部局において、伊勢原市事務決裁規程の改正ととも に、伊勢原市行政文書管理規則を新たに施行いたしました。

これに伴いまして、教育委員会においても、関連する2件の規程について所要 の改正を行ったものでございます。

なお、施行日を文書管理システムが稼働する4月1日とするため、伊勢原市教 育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、 教育長がその事務を臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により、本 定例会に報告し、承認を求めるものでございます。

各規程の改正内容でございます。まず3ページを御覧ください。伊勢原市教育 委員会事務決裁規程についてでございますが、従来の書面での決裁方式から、文 書管理システムでの電子決裁に移行するための改正でございます。第8条第5項 を削ります。第12条を削り第13条を12条に繰り上げ、第14条を削り第1 5条を13条に、第16条を第14条に繰り上げるものでございます。

次に、伊勢原市教育委員会公印規程についてでございます。 7 ページの新旧対 照表を御覧ください。第7条第2項において、公印使用の承認について、文書管 理システムに記録することを新たに定めているものです。

以上で、各規程の改正内容についての説明を終わります。

○教育長【鍛代英雄】 提案説明が終わりました。御質問等がありましたらお 願いします。

御質問等がないようですので、1件ずつ採決に入らせていただきます。

まず報告第2号、「伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程に ついて」、承認の方は挙手をお願いいたします。

- ○教育長及び委員全員 挙手
- ○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって本案は承認されました。 次に報告第3号、「伊勢原市教育委員会公印規程の一部を改正する規程につい

| て」、承認の方は挙手をお願いいたします。 | | | | |
|---|--|--|--|--|
| ○教育長及び委員全員 挙手 | | | | |
| ○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって本案は承認されました。 | | | | |
| | | | | |
| O | | | | |
| その他 | | | | |
| ○教育長【鍛代英雄】 続きまして「その他」でございますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。 事務局から何かありますか。 特にないようですので、最後に、来月の定例会の日程をお願いします。 | | | | |
| ○教育総務課長【古清水千多歌】 5月の定例会につきましては、5月26日、 火曜日、午前9時30分から、市役所3階全員協議会室においての開催予定となっております。 以上です。 | | | | |
| ○教育長【鍛代英雄】 それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会といたします。どうもありがとうございました。 | | | | |
| 午前10時12分 閉会 | | | | |
| | | | | |
| <配布資料> | | | | |
| □資料1:令和元年度一般会計補正予算について | | | | |
| □資料2:令和2年度 伊勢原市教育支援委員会委員名簿 | | | | |
| □資料3:「令和元年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」 結果について | | | | |
| □資料4:令和2年度神奈川県市町村教育委員会連合会総会資料 □議案 | | | | |
| | | | | |



令和元年度一般会計補正予算について

教育指導課

【GIGAスクール構想とは】

児童生徒1人1台の学習用コンピュータと高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 I C T 環境を実現する。

1 ねらい

市内小中学校に高速大容量の校内無線 LAN 環境を整備し、児童生徒が1人1台の学習 用コンピュータを用いて、一人一人の習熟の程度等に応じた学習やインターネットを用い た情報収集、写真や動画などによる記録、グループや学級全体での発表・話合いを行う等、 ICTを活用した学校における教育活動の充実を図ることを目的とする。

2 事業の概要

- (1) 校内通信ネットワークの整備 ⇒ 今回の補正予算に計上
 - ① 各学校に校内LANを整備
 - ② 学習用コンピュータを保管・充電するキャビネットを整備 【財源】
 - ・国庫補助金(補助対象事業費の1/2)
 - ・市債(補正予算債:充当率100%)
- (2) 学習用コンピュータの整備
 - ① 児童生徒1人1台の学習用コンピュータを整備

【財源】

- ・[2台/3人]分は、国庫補助対象(補助割合:定額45,000円/台)
 - ※[1台/3人]分は、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(3クラス に1クラス分の学習用コンピュータ整備)」に基づき、既に地方財政措置(地方 交付税)が講じられているため補助対象とはならない。

3 令和元年度補正予算の内容

【一般会計】

(1) 歳入

15.02.05 教育費国庫補助金

小学校費補助金

学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 64,809千円

15.02.05 教育費国庫補助金

中学校費補助金

学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 30,655千円

22.01.07 教育債

小学校債

小学校校内通信ネットワーク整備事業債

72.200千円

中学校債

中学校校内通信ネットワーク整備事業債

33,500千円

(2) 歳出

09.02.02.514 小学校情報教育推進事業費

小学校児童情報教育推進事業費

138, 245千円

09.03.02.533 中学校情報教育推進事業費

中学校生徒情報教育推進事業費

64,668千円

令和2年度 伊勢原市教育支援委員会委員名簿

| | 氏 名 | 備考 |
|----|-----------|---|
| | | 加力 |
| 1 | いちかわ まさたか | 」 伊勢原市医師会会員 |
| | 市川 正孝 | U MANAGERA A A |
| | すぎやま ゆうじ | (P. ** C. * |
| 2 | 杉山 祐司 | 伊勢原市医師会会員 |
| | こんどう てつろう | |
| 3 | 近藤 哲朗 | 伊勢原市私立幼稚園協会代表 |
| | | |
| 4 | やまうち やえ | 伊勢原市保育協議会代表 |
| | 山内 弥恵 | 22000 |
| 5 | かとう なおこ | 山数玄東致正投道鈿投道 |
| | 加藤 直子 | 中教育事務所指導課指導主事 |
| | はやし りょうこ | |
| 6 | 林 亮子 | 平塚児童相談所児童心理司 |
| 7 | おおうち ひさたか | 県立特別支援学校代表 |
| | 大内 久隆 | |
| | たけもと やすひろ | |
| 8 | | |
| | 竹本 康宏 | |
| 9 | しおかわ ゆきえ | 小学校長会代表 |
| 9 | 塩川 幸恵 | |
| | みやばやし ひでき | 1 × 4 = 0 / 1 + |
| 10 | 宮林 英樹 | 中学校長会代表 |
| | さがの かほる | 小学校教員代表 |
| 11 | 嵯峨野 かほる | |
| | | |
| 12 | やまむろ えみ | 中学校教員代表 |
| | 山室 絵美 | , |



「令和元年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」結果について 令和2年4月28日 指導室

1 調査結果の概要

○ 令和元年度間における体罰の実態把握に関して、令和2年1月、伊勢原市立小中学校の全教職員及び全児童生徒(保護者)を対象に標記調査を実施し、その後、詳細な事実関係の確認を行ったところ、結果は次のとおり。

体罰事案 なし

○ 他、体罰に当たると認められない事案についても、より適切な指導に努めるよ う当該校の校長を通じて当該教職員への指導を行った。

2 調査実施後の対応

- 令和2年3月5日(木)、市校長会において次の内容を実施した。
 - ・ 本調査の経過及び結果の詳細について説明し、体罰の防止及び児童生徒指導 の充実について、引き続きの取組を要請
 - ・ 児童生徒や保護者がいつでも相談できる機関について、改めての周知を依頼
- 今後、各学校及び市教委が行う各種の会議や研修会等において、本調査結果や「体罰防止ガイドライン(神奈川県教委 H25.7)」等を活用し、引き続き全教職員に対し、体罰防止及び児童生徒指導の充実について徹底を図る。

令和2年度神奈川県市町村教育委員会連合会 総会資料

- 1 報 告
 - (1) 全国市町村教育委員会連合会表彰について
- 2 議 題
 - (1) 令和元年度事業報告及び収支決算について
 - (2) 役員改選について
 - (3) 令和2年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

伊勢原市教育委員会事務決裁規程(平成7年伊勢原市教育委員会訓令第1号)の一部を改正する規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号)第2条第2項の規定に基づき教育長が事務を臨時に代理したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和2年4月28日提出

伊勢原市教育委員会 教育長 鍛代 英雄

伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢原市教育委員会事務決裁規程(平成7年伊勢原市教育委員会訓令第1号) の一部を次のように改正する。

第8条第5項を削る。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を削り、第15条を第 13条とし、第16条を第14条とする。

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

| 伊勢原市教育委員会事務決裁規程新旧対照表 | (1 | /2) | |
|----------------------|--------------|------|--|
| | \ - . | / 4/ | |

| 現行 | 代裁規程新旧対照表(1/2) |
|--------------------|-----------------|
| | |
| 第1条~第7条 (略) | 第1条~第7条 (略) |
| (代決) | (代決) |
| 第8条 (略) | 第8条 (略) |
| $2\sim4$ (略) | 2~4 (略) |
| 5 前各項の規定により代決した者は、 | |
| 押印をした箇所の上部に「代」と記入 | |
| <u>するものとする。</u> | |
| 第9条~第11条 | 第9条~第11条 |
| (決裁等の方法) | |
| 第12条 事務の処理における決裁、代 | |
| 決(後閲を含む。)、回議及び合議 | |
| (以下「決裁等」という。) は、決裁 | |
| 等を了した旨の表示を回議案の所定の | |
| 箇所に押印をすることにより行うもの | |
| <u>とする。</u> | |
| <u>第13条</u> (略) | <u>第12条</u> (略) |
| _(決裁等の手続過程における留意事_ | |
| <u>項)</u> | |
| 第14条 決裁事項で特に重要なもの又 | |
| は緊急に処理する必要があるものは、 | |
| 持参して回議又は合議しなければなら | |
| <u>ない。</u> | |
| 2 決裁責任者は、決裁事項について直 | |
| ちに審査し、必要と認めるときは訂正 | |
| 若しくは再起案を命じ、又は自ら訂正 | |
| した上決裁しなければならない。 | |
| | |

現行

改正案

- 3 決裁に至るまでの手続過程において、決裁事項を廃止したとき又は決裁事項の内容に変更があったときは、関係する部課長に再び回付し、又は当該決裁過程の結果を通知しなければならない。
- 4 合議を求められた部課長は、合議を 求められた事項について、速やかに検 討し、日時を要するものにあっては、 その事務を主管する部課長にその理由 を連絡しなければならない。
- 5 前項の場合において、合議を求められた事項 れた部課長は、合議を求められた事項 について意見を異にするときは、その 事務を主管する部課長と速やかに協議 しなければならない。

<u>第15条</u> (略)

第16条 (略)

別表第1・別表第2 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

別表第1·別表第2 (略)

伊勢原市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について

伊勢原市教育委員会公印規程(昭和46年伊勢原市教育委員会告示第9号)の一部を改正する規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号)第2条第2項の規定に基づき教育長が事務を臨時に代理したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和2年4月28日提出

伊勢原市教育委員会教育長 鍛代 英雄

伊勢原市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

伊勢原市教育委員会公印規程(昭和46年伊勢原市教育委員会告示第9号)の 一部を次のように改正する。

第7条第2項中「決裁済原議書又は」を「承認の事実を文書管理システム(伊 勢原市行政文書管理規則(令和2年伊勢原市規則第15号)第2条第5号に規定 する文書管理システムをいう。)に記録し、又は決裁済原議書若しくは」に改める。

第3号様式中「職・氏名

ᡚ | を「職・氏名

に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

現行

(略)

改正案

第1条~第6条

(公印の使用)

第7条 (略)

2 管理者等は、前項の規定により審査 した結果、押印を適当であると認める ものに限り、公印の使用を承認する。 この場合において、管理者等は、<u>決裁</u> 済原議書又は公印使用簿の所定欄に承 認印を押さなければならない。

3 (略)

第8条・第9条 (略)

別表 (略)

第1号様式・第2号様式 (略)

第3号様式(第8条関係)

(略)

第1条~第6条 (略)

(公印の使用)

第7条 (略)

2 管理者等は、前項の規定により審査 した結果、押印を適当であると認める ものに限り、公印の使用を承認する。 この場合において、管理者等は、承認 の事実を文書管理システム(伊勢原市 行政文書管理規則(令和2年伊勢原市 規則第 号)第2条第5号に規定する 文書管理システムをいう。)に記録し、 又は決裁済原議書若しくは公印使用簿 の所定欄に承認印を押さなければなら ない。

3 (略)

第8条・第9条 (略)

別表 (略)

第1号様式・第2号様式 (略)

第3号様式(第8条関係)

改正規定のとおり